稲垣委員提出資料

食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会（第2回果樹関係）提出資料

令和６年１２月５日

全国農業委員会ネットワーク機構

一般社団法人全国農業会議所
National Chamber of Agriculture

稲垣照哉

２－３　果樹
（１）経営体の減少を踏まえた将来予測（試算）

○　**全ての経営体**で**減少又は横ばい**。
○　経営規模の拡大を考慮せず、2020年時点の１経営体あたりの経営面積を基にして試算すると、2030年の経営面積は**5割弱の減少**。

○ 経営体数（万経営体）

	２０２０年	２０３０年（試算）
法人等団体経営体	0.2	0.2
主業経営体	3.9	1.9
準主業・副業的経営体	8.8	4.3
合計	13	6.5

全ての経営体で減少又は横ばい

○ 経営面積（万ha）

	２０２０年	２０３０年（試算）
法人等団体経営体	1.2	1.5
主業経営体	9.3	4.7
準主業・副業的経営体	10	4.9
合計	20	11

5割弱の減少

（参考）2030年の経営面積（試算）について
- 2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型（法人等団体経営体、主業経営体、準主業・副業的経営体）別に「2030年の経営体数」に「2020年の１経営体当たり経営面積」を乗じて算出

資料:「農林業センサス」及び各種面積統計を基にした農林水産省試算

２．早急（2030年まで）に対応する事項：今いる認定農業者と産地について

今いる認定農業者、産地毎、個別にどれだけ経営の発展並びに経営継承できるか

①推計の経営体、農地面積を都道府県レベルに落とし込む

②認定農業者の洗い出しと経営体ごとの対策・経営改善計画の進捗確認（含む経営継承対策）
果樹類・単一経営：17,898経営体
・複合経営：果樹第１位？（令和５年３月末現在）
・市町村基本構想等到達者（果樹類単一経営、複合経営・果樹第１位）

③全産地の構成員、園地、経営意向（拡大、現状維持、縮小・廃業等）を踏まえた対策

３．早急（2030年まで）に対応する事項：地域計画との関係

行政ルートを通じた産地毎の地域計画の関与の把握と対応を講じる必要

①１０月１７日・果樹部会提出資料（議事録案より抜粋）

全国の果樹の主産地の地域計画の点検。主産地の現況図（耕作者の園地を地図におとしたもの）が地域計画に反映されているか。されていなければ、主産地において今後10年を目途にした営農意向（拡大、現状維持、縮小、離農）を把握しその結果を地域計画に反映させる取り組みが必要。来年3月の策定期限に間に合ない場合は来年4月以降の地域計画の変更の取り組み反映させる。営農意向が可視化され地域の内外に共有されることが重要であると考える。

②１１月２０日・企画部会発言（議事録案より抜粋）

産地と地域計画なのですが、産地でも特に野菜と果樹について、私、果樹部会の委員も務めておりまして、そちらのほうで資料を提出して申し上げたのですが、業務上、地域計画を支援している立場で、畑作地帯と果樹地帯ではなかなかその地域計画が取り組みづらいという話を耳にしているわけです。その都度私はその産地の生産部会であるとか、出荷組合というようなものとよく連携・参加を求めたらいかがですかということを申し上げているのですが、なかなか苦戦しているような話を聞いております。

そこで、その作物ごとに行政ルートで、全国の産地の地域計画の取組の点検というのか、その産地の現況図であるとか、産地の構成員の畑や園地を地図に落としたものが地域計画に反映されているのか否か。されていないのであれば、その産地において今後の営農意向、拡大・現状維持・縮小・離農等を把握し、その結果を地域計画に反映させるような取組が必要であるということを、品目別にそのルートでプッシュする必要があるのではないかなと思っている次第であります。

４．その他の対応

１．長野市若穂（綿内東町地区）と信州うえだファームに何を学ぶ

①基盤整備の重要性と同意、所有者不明等の課題解決

②信州うえだファームはＪＡ事業の一つの方向性

→ＪＡ、農業委員会、農地バンク及び地域の連携構築

→経営類型の妥当性

２．各地のトレーニングファーム、マッチングシステムの横展開

３．現行基本計画の「農業経営モデル」の検証

４．カットフルーツ等新需要踏まえたサプライチェーン構築

－令和6年10月から新機能追加！－

弘前市園地継承円滑化システムを活用しよう！

これまでの取組

樹園地情報の登録・公開（令和4年11月～開始）

後継者がいない樹園地の樹体と農地を一体で円滑に継承（売買・貸借）できるよう、**詳細な園地情報を事前に登録し、公開**することで流動化を促進する仕組みです。
※**現在耕作している樹園地**で、将来的な継承（概ね５年以内）を予定している樹園地だけではなく、今すぐ継承を希望する樹園地も登録できます。

【システムへ登録する項目】
〇園地所在地　〇園地面積　〇作付品目　〇継承の希望時期　〇売買・貸借希望価格
〇品種構成・台木・樹齢・面積割合　〇単収　〇水源の状況　〇傾斜の状況　〇接道の幅員　〇トイレの有無
〇農業用倉庫の有無　〇農業機械の譲渡

☆☆

これまで、現在耕作している樹園地のみが登録の対象でしたが、農地の流動化をさらに推進するため、**以下２つの新機能が追加されます。**　**（令和６年１０月以降随時）**

新機能①

樹体のない農地情報を登録・公開します

（令和6年10月～随時公開）

耕作を続けるのが難しく果樹を伐採・抜根した園地や放任園を解消した園地、草刈等で管理しているだけの畑など、**果樹等の新植に適した保全管理の畑についてもシステムへ登録できます。**

新機能②

樹園地を探している受け手情報を登録・公開します

（令和6年10月～登録者を募集、
令和7年4月～公開予定）

出し手が自分の農地の受け手候補（後継者）を探せるよう、**樹園地の取得を検討している受け手の情報（農地を取得したい地区や希望する面積など）を登録できます。**

ご登録手続きの流れ　登録する方

①市役所の窓口へ

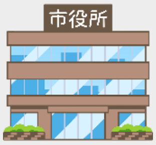

②申込書類を記入

③WEBで公開！

登録後の流れ　利用する方

④システムを閲覧

⑤市役所で登録者の連絡先を確認

⑥当事者間で交渉

【システムへの登録申込み、お問い合わせ】

窓口　弘前市役所 農林部 農政課 農地支援係
所在地　弘前市大字上白銀町１－１ 前川本館３階
ＴＥＬ　０１７２－４０－０６５６

ＨＰ
市ホームページはこちらから

（令和6年10月1日現在）